分の会費がある場合、その返還等に関する手続については、前条第２項乃至第４項の規定を準用する。ただし、当該事由が生じた日の前日が、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第２条及び第３条に規定する休日、及び年末年始（12月29日から１月３日までの期間。）にあたる場合は、それらの休日の前の日とする。

2　法第３条第２項（不更新）の規定により貸金業者たる資格を喪失した協会員は、第５条の規定にかかわらず、登録の有効期間満了日の属する月までの会費を負担するものとし、協会は当該月までの会費を請求できる。なお、当該協会員について、会員権を喪失した翌月以降に関して既納入分の会費がある場合の会費の返還等にかかる手続については、前条第２項から第４項までの規定を準用する。

3　法第24条の６の５第１項（登録の取消し）又は法第24条の６の６第１項（所在不明者等の登録の取消し）の規定により貸金業者たる資格を喪失した協会員については、第１項の規定を適用しない。

（合併等における会費算出の特例）

第９条　合併、事業譲渡、会社分割、会社更生手続、民事再生手続その他いずれの法域の手続によるかを問わずこれらに類する再建型倒産手続により事業状況に変更が生じた協会員の会費の算定等は、細則に定める。

（特別会費）

第10条　本協会の事業活動に著しく支障をきたすような会費不足が生じた場合又はその他特段の事情が発生した場合は、理事会の議決により特別会費を徴収することができる。

（細則）

第11条　本規則の規定に基づくほか、本規則を実施するために必要な事項は、細則で定める。

2　細則の制定、改正及び廃止は、総務委員会の審議を経て理事会の決議により行う。ただし、そこで規定する算定基準及び金額は公平性、透明性を踏まえた合理的なものでなければならない。

附　則

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成21年３月１日から施行する。

2　本規則の改正にかかる規定は、施行日前の手続についても適用する。

附　則

1　この規則は、平成21年４月１日から施行する。

2　本規則の改正にかかる規定は、施行日前に行われた手続について適用しない。

附　則

1　この規則は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成29年２月１日から施行する。

2　この規則の施行の日から平成29年３月31日までの期間中に開催された理事会において加入の承認を受けた協会員の平成29年２月及び３月の月額会費の算出については、なお従前の例による。

3　この規則の施行の際に未納であった平成28年度以前の会費については、なお従前の例による。

（会費規則７条２項関係）

日本貸金業協会　御中

既納入会費返還申請書（個人協会員用）

私は、以下事由により協会員の資格を喪失しましたので、協会員資格を喪失した月の翌月分以降の既納入済みの会費について、返還を申請いたします。

申請日　平成　　年　　月　　日

返還事由	平成　　年　　月　　日	１ 退会承認　２ 不更新　３ 廃業 ※１～３のいずれかに○印をつけて下さい。
協会員番号	第　　号	
申請者の名称		
代表者	実印	印鑑証明書(原本) 身分証明書（写）　添付

【確認事項】私は、申請者本人であることを証するために印鑑証明書等を添付し申請いたしますので、下記指定の本人名義口座に送金ください。
なお、本入金により、貴協会は、私に対して、他に債務がないことを確認いたします。

登録番号		財務局（支）局長 知　事	（　）　第　　号
住所	〒　　－		
電話番号	－　　－		
指定口座	金融機関名	本支店名	
	口座種別	１．普通　２．当座	
	口座番号		※右詰めにてご記入下さい
	フリガナ		
	口座名義		
注意事項	① 本申請手続は、会費規則第７条第４項及び第８条第１項及び第２項により、退会承認等の事由が生じた日の翌日を起算日として３か月以内に協会本部に申請書原本が届くよう協会員ご本人が申請して下さい。左の期間経過後は会費の返還申請ができません。 ② 口座名義は、協会に届けられた最新の協会員の氏名と同じ名義でないとお支払いできません。 ③ 名義人の権利について、相続その他の事由により承継があった場合、権利の承継を証する資料の提出が必要になります。詳細は、協会業務企画部会員加入促進登録課にお問い合わせ下さい。 ④ なお、返還手続は、口座振込の方法のみにて行わせて戴きますので、ご了承下さい。		

【協会記入欄】（受付日　平成　　年　　月　　日）

会費返還該当月	平成　　年　　月分　～　平成　　年　　月分					
返還金額	金　　円					
総務部				業務企画部		
振込確認	決裁者	確認者	受付担当	決裁者	確認者	受付担当